一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、 次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和1年9月1日~令和4年8月31日までの3年間
- 2. 内容

目標 1: 令和 4 年 8 月までに、年次有給休暇の取得が少ない従業員に対する取得の促進に取組む。

<対策>

- ●令和1年9月~検討開始
- ●令和2年1月~年次有給休暇取得状況について実態を把握
- ●令和2年9月~社内周知、管理者への呼び掛け等、取得促進への啓発を行う
- ●令和3月9月~年休取得が少ない者に対する働きかけを、継続的に行う。

目標 2: 令和 4 年 8 月までに、週 1 ~ 4 日程度の緊急在宅勤務ができる制度を試行的に導入、制度化する。

<対策>

- ●令和1年9月~検討開始
- ●令和2月6月~課題を分析して本格実施の可能性を検討
- ●令和3月9月~勤務規定の制度化
- ●令和4月1月~運用検証、定着化

目標 3: 令和 4 年 8 月までに、産前産後休業、育児・介護休業、雇用保険の育児休業給付・ 介護休業給付など諸制度の周知を行う。

<対策>

- ●令和2年9月~検討開始
- ●令和3年9月~パンフレット、電子メールなどによる社員への周知